令和元年度第2回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時:令和2年1月23日(木)午前10時00分から

会場:庁議室

文京区総務部総務課

出席者: (委 員) 二瓶紀子 後藤省二 海老澤敬子 清水和雄 川尻聡 堀正孝 杉原政伸 (事務局) 総務部長 吉岡利行

総務部総務課長 久保孝之

総務部総務課情報公開・法務担当主査 内宮純一

総務部総務課情報公開·法務担当 松原可奈子

区民部戸籍住民課長 武藤充輝

区民部戸籍住民課住民記録係長 福田洋司

区民部戸籍住民課住民記録係 松本孝志

企画政策部情報政策課長 下笠博敏

企画政策部情報政策課IT推進担当主查 梅田裕次

企画政策部情報政策課住民情報系運用担当主查 田崎俊宏

欠席者: (委 員) 内山忠明 島川健治

1 開会

○総務課長 おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてどうもありが とうございます。これより、令和元年度第2回の文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運 営審議会を開会させていただきます。

本日、中央にマイクが置いてございますが、これは議事録の作成用に使わせていただくのみで、その他には使用する予定はございませんのでご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の委員の出欠状況でございます。本日は、内山委員、島川委員が都合により欠席となってございます。

なお、審議会条例第7条第1項に規定する定足数につきましては、過半数ということですので、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、あわせてご報告させていただきます。

また、皆様方には昨年の7月に委任状を既にお送りさせていただいているところでございますが、運営審議会委員につきまして、ご就任のほどご快諾いただきましてありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

それでは、本日は就任後の初めての会合ということになりますので、後ほど会長及び副会長 のご選出をお願いすることにいたしますが、それまでの間は、私が司会を務めさせていただき ます。申し遅れましたが、総務課長の久保と申しますのでどうぞよろしくお願いいたします。

2 委員・職員の紹介

○総務課長 それでは、本日、先ほど申し上げました今期初めての顔合わせということでございますので、委員の皆様方、並びに私どもの事務局の職員の紹介をさせていただきたいと思います。本日席上配付をさせていただきました名簿をご覧ください。

名簿の記載順にご紹介をさせていただきますが、まず、上から学識経験者の内山委員でございますが、先ほどご案内いたしましたとおり、本日はご都合によりご欠席となってございます。 次に、人権擁護委員の二瓶委員でございます。

- **〇二瓶委員** 二瓶です。よろしくお願いいたします。
- ○総務課長 次に、学識経験者、後藤委員でございます。よろしくお願いいたします。
- ○後藤委員 後藤でございます。よろしくお願いいたします。
- ○総務課長 次に、区議会代表の海老澤委員でございます。
- ○海老澤委員 海老澤です。よろしくお願いいたします。
- ○総務課長 続きまして、島川委員は、ご都合によりご欠席で、次に企業代表ということで清水委員でございます。
- **〇清水委員** 清水でございます。よろしくお願いします。
- ○総務課長 続きまして、労働組合代表、川尻委員でございます。
- **〇川尻委員** 川尻でございます。よろしくお願いいたします。
- ○総務課長 続きまして、公募委員、まず、堀委員でございます。
- **〇堀委員** 堀でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇総務課長** よろしくお願いします。もう一方、公募委員の杉原委員でございます。
- **〇杉原委員** 杉原でございます。よろしくお願いいたします。
- 〇総務課長 次に、事務局でございますが、まず、総務部長、吉岡でございます。
- ○総務部長 吉岡でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇総務課長** 私は、総務課長の久保でございますので、よろしくお願いします。

そうしまして、総務課の担当職員でございますが、担当主査の内宮と担当の松原がこちらに おります。よろしくお願いいたします。

3 総務部長挨拶

- ○総務課長 それでは、冒頭、吉岡総務部長からご挨拶を申し上げたいと思います。
- ○総務部長 改めまして、この度は文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員 にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会は、情報公開制度と個人情報保護制度についてご審議をいただく場でございます。 情報公開制度は、区政情報をできるだけオープンにし、区が説明責任を全うし、区民参画や公 正で開かれた区政を実現することを目的として運用をしております。

また、個人情報保護制度は、行政内部での個人情報取扱いのルールを定めるとともに、自己の個人情報をコントロールする権利を定めることで、基本的人権の擁護と信頼される区政を実現することを目的としております。いずれも、区政運営を支える大変重要な制度であり、適正な運用が求められているものでございます。区におきましても、引き続き情報公開制度、個人情報保護制度の検討を進めていくとともに、委員の皆様から様々なご意見をいただいて、更に適切な制度を運営していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○総務課長 ありがとうございます。
 - 4 正・副会長の選出
- ○総務課長 続きまして、正副会長の選出でございますが、当運営審議会におきましては、審議会条例の第5条によりまして、正副会長は互選いただくということになってございます。

まず、会長でございますが、いかがいたしましょう。お願いいたします。

- **〇後藤委員** これまでも長く会長を務めていただきました内山先生に是非お願いをいたしたい と思います。
- ○総務課長 ただいま、会長に内山委員というお話がございました。

なお、本日、ご欠席ということでございますが、事前に内山委員から、引き続きご推薦をいただいた際にはお受けいただけるというお話を頂戴してございますので、会長に内山委員にご 就任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○総務課長 ありがとうございます。

次に、副会長の選任でございますが、こちらにつきましても事前に内山会長とお話をさせて いただいてございまして、前期に引き続きまして、皆様がよろしければ人権擁護委員の二瓶先 生に副会長をお願いしたいという声は頂戴しているんですが、それも含めましていかがでございますでしょうか。

(「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり)

○総務課長 ありがとうございます。では、副会長には二瓶委員にご就任いただくということでよろしくお願いいたします。

では、二瓶委員、ご移動いただけますか。事務局で今準備いたしますので。

それでは、会長が本日ご欠席でございますので、この後は副会長にご進行をお願いすることになりますが、ご就任いただきましたので、冒頭で簡単にご挨拶を頂戴してよろしいでしょうか。

- **〇二瓶委員** 人権擁護委員をやっております弁護士の二瓶と申します。よろしくお願いします。 せん越ながら、内山委員がご欠席ということで、急きょこのような任に就かせていただきます ことをご了承ください。
- ○総務課長 どうもありがとうございます。

それでは、この後の進行は二瓶副会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいた します。

〇二瓶副会長 それでは、進めさせていただきます。

審議に入ります前に、今回任期初めての審議会ということですので、審議会の運営などについて事務局からご説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

○総務課長 それでは、私から、当運営審議会の運営につきましてご説明をさせていただきます。

まず、会議の公開等についての確認でございますが、この審議会の会議は従来から公開をすることとされておりまして、傍聴を認めることとしてございます。今後も同様の取扱いとしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、会議録につきましては、言葉等を若干整理させていただいた上で、発言いただいた内容はほぼそのままの形でホームページ上に公開をさせていただいてございます。

流れとしましては、運営審議会が終了した後に会議録の案を、事務局で作らせていただきますので、それができ上がり次第、委員の皆様に郵送でお示しさせていただきます。皆様からご確認をいただいた後に公開をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。こういった、従来と同様の取扱いで進めさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○総務課長 ありがとうございます。

5 議事

〇二瓶副会長 それでは、本日の審議に、早速議案に入らせていただきたいと思います。

本日は、諮問案件が1件ということですので、早速ですが、諮問事項について事務局からご 説明をお願いします。

○総務課長 それでは、引き続いて私からでございますが、まず、ご説明が前後してごめんなさい。本日のお手元の資料をご確認いただければと思います。

まず、資料につきましては、厚い資料になりますけれども、こちらについてはあらかじめ郵 送でお送りをさせていただいたものがございます。

また、本日、席上で配付させていただきましたものとしまして、次第と、先ほどご覧いただいた名簿に併せまして、戸籍住民課からの提供資料でございますが、「住民基本台帳関係事務の関連図」というものをお配りしてございます。それから、もう一点、「システム構成イメージ」、この2点を席上配付として追加させていただいてございます。よろしいでしょうか、

それでは、本日、資料の説明をする際には、事前にお送りした資料のそれぞれ下の隅に大きな数字でページ数を入れさせていただいてございます。こちらのページによりましてご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料のつづりですけれども、そちらの資料第3-1号、こちらをお開きいただいてよろしいでしょうか。こちらは、特定個人情報保護評価の概要となってございます。この資料に基づきまして概要をご説明申し上げたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、資料の2ページをご覧ください。最初に特定個人情報保護評価とは何かということでございます。この2ページの上のスライドでございます。そこに白抜きの文字で上から3つ目になりますが、特定個人情報保護評価の内容、こちらに記載してあるとおりでございますが、読ませていただきます。

特定個人情報保護評価とは、諸外国のプライバシー影響評価(PIA)に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、更にその措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分と認められることを自ら宣言するもの、となってございます。

続きまして、特定個人情報保護評価の対象ですけれども、右側、3ページでございます。こちらをご覧ください。特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務となっております。

なお、特定個人情報ファイルとは、同ページ、3ページ下のスライドに記載してございますが、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等を言います。

なお、職員の人事・給与等を記録した特定個人情報ファイルや紙ファイル等の手作業処理用のファイル、それから、対象人数の総数が1, 000人未満の事務につきましては、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられてはおりません。あわせて申し上げます。

続きまして、特定個人情報保護評価の実施手続についてでございます。おめくりいただきまして、資料の5ページをご覧ください。5ページの下側のスライドでございます。まず、そのスライドの、字が小さいのですが、真ん中の上に丸で囲ったところに「しきい値」というのがございます。まず、実施手順としてこのしきい値の判断を行うのが最初になります。このしきい値でございますけれども、対象人数、取扱者数、重大事故の有無の3項目を基にしまして、特定個人情報保護評価書のレベルを判断する指標でございます。このしきい値による判断に応じまして、この表ですと下に三つ並んでございますが、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価、これを行いまして、国の個人情報保護委員会への提出を経て公表を行うという流れになります。

なお、全項目評価につきましては、パブリックコメント、あわせまして第三者点検の実施が 義務付けをされております。本区におきましては、重点項目評価に該当する場合について義務 付けはされてはいないのですけれども、第三者点検を実施することとしてございます。

続きまして、その第三者点検でございます。8ページになります、資料8ページの下側のスライドに第三者点検についての記載がございます。こちらは、地方公共団体等が第三者点検を受ける際は、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則となっております。

なお、本区では5年前に第三者機関である文京区特定個人情報保護評価第三者点検委員会、 こちらを設置しまして、第三者点検を実施いたしましたが、その後、当審議会において点検を することとさせていただき、今回初めて諮問をさせていただいたというところでございます。

点検に当たりましては、個人情報保護委員会における全項目評価書の承認に際しての審査の 観点を参考にすることができると示されており、今回の審査に当たって主な確認ポイントを事 務局で整理させていただきました。それが、見出しを付けています資料第3-2号、11ペー ジでございまして、こちらに事務局で整理したものを添付させていただいております。 ここまでが、特定個人情報保護評価の概要でございます。以上です。

〇二瓶副会長 ここまでで何かご質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、引き続き諮問事項についての説明をお願いします。

○総務課長 では、本日の諮問事項の内容に入らせていただきます。この諮問第3号になりますが、こちらの説明のために所管課の職員を呼んでございます。同席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(戸籍住民課職員・情報政策課職員 入室)

- ○総務課長 それでは、私から紹介をさせていただきます。まず、真ん中、皆様から向かって 左から3番目になりますが、戸籍住民課長の武藤でございます。
- **○戸籍住民課長** 戸籍住民課長の武藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○総務課長 同じく戸籍住民課からは、担当の福田住民記録係長、それから松本主査に来ていただいております。
- **○住民記録係長** 福田です。よろしくお願いいたします。
- **○住民記録係主査** 松本と申します。よろしくお願いいたします。
- ○総務課長 続きまして、真ん中の右から3人目になります。情報システムの所管ということで、下笠情報政策課長でございます。
- **〇情報政策課長** 情報政策課長の下笠でございます。よろしくお願いいたします。
- ○総務課長 同じく情報政策課担当の梅田主査、田崎主査でございます。
- OIT推進担当主査 梅田です。よろしくお願いいたします。
- **○住民情報系運用担当主査** 田崎です。よろしくお願いいたします。
- ○総務課長 それでは、着席をしてください。

それでは、まず、私から、今回の諮問書に基づきまして、諮問案件について簡単にご説明を させていただきたいと思います。その後、所管課より重点項目評価書についての説明を併せて 行うという形で進めさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、まず私のからご説明申し上げますが、つづった資料の1枚目にございます諮問書、 こちらをご覧ください。

まず、1としまして諮問の趣旨でございます。平成26年4月に特定個人情報保護評価制度 が施行されまして、本区においても、各評価実施機関におきまして特定個人情報保護評価の実 施及び各年度における見直しを行ってきたところでございます。この点につきまして、特定個 人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針によりまして、特定個人 情報保護評価書の直近の公表日から5年を経過する前に評価の再実施をするよう努めることと されておりますので、本区におきましても令和元年8月から各評価実施機関において再実施に 取り組んでいるところでございます。

この度、住民基本台帳関係の事務につきまして、しきい値判断の結果、重点項目評価書を作成することとなり、本区においては先ほど申し上げましたとおり、重点項目評価書の作成に当たりまして第三者による点検を行うこととしてございますので、その適合性及び妥当性について、本審議会のご意見をお伺いするものでございます。

それでは、所管課から重点項目評価書の詳細についての説明をいたします。では、お願いします。

○戸籍住民課長 では、私、戸籍住民課長から、住民基本台帳事務におけます特定個人情報保護評価について、資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思います。

私ども戸籍住民課では、資料では、15ページから始まります内容のとおり、個人情報保護評価等を実施してまいりました。こちらの資料にございますとおり、戸籍住民課では、住民基本台帳の作成のほか、転入転出等の異動処理、住民票の写しの交付、住基ネットワークを利用した本人確認、それと平成27年から施行されましたマイナンバーカードの交付関係の事務、こういった事務を執り行っているということでございます。

特定個人情報のファイルといたしましては3種類ございまして、住民票情報ファイル、本人 確認情報ファイル、それと送付先情報ファイルといったものとなっております。

評価の実施に当たりまして、しきい値の判断でございますが、17ページをご覧いただきたいと思います。特定個人情報の対象人数についてでございますけれども、文京区の人口が昨年4月1日現在で22万3,079人でございました。

また、過去5年間の転出者、それと外国人等の出国に伴う未届け者の消除、こちらを確認いたしましたところ、7万3,571人でございまして、合計29万6,650人となります。

次に、特定個人情報開示の取扱者の人数でございますが、昨年4月1日現在、戸籍住民課職員で100人、証明発行業務委託をしている従事者で47人、地域活動センターにおけます区民サービスコーナーの職員で71人、庁内他部署において住民記録システムを操作する者が162人、合計で380人となります。

最後に、過去1年間におけます特定個人情報に関する重大事故というものは発生してございません。

このようなしきい値の判断によりまして、今年度は、基礎項目評価及び重点項目評価を実施

したというところでございます。

では、ここから机上に配付させていただきました住民基本台帳関係事務の関連、こちらの資料になりますけれども、こちらに沿って、我々で行っている住民基本台帳の関係事務の具体的な特定個人情報の流れについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、例として転入手続の場合についてご説明させていただきたいと思います。初めに、住 民となる方につきましては、住民異動届書という指定の書類に必要事項を記入いただきまして、 転入元で発行されました転出証明書とマイナンバーの記載された通知カード又はマイナンバー カード、それと本人確認書類を窓口にご持参いただき、手続をいただくということになります。

届出を受付した職員につきましては、まず初めに、本人確認というものを本人確認書類によりさせていただきます。この場合、主に運転免許証での確認が多いところとなっておりますが、それ以外の証明書類につきましても、区の規則で定め、複数の書類で確認することとしております。

次に、届書の記載内容、こちらの内容に不備がない状況を確認し、本人確認も完了した場合につきましては、住民基本台帳システムに届出の情報を入力するということとなります。この際、マイナンバーは、通知カード又はマイナンバーカード、それと転居証明書にマイナンバー記載されていますので、そこで情報の照合をいたします。その上で、住基システムに情報を入力するという流れとなります。

次に、文京区の場合は、この入力作業が完了いたしますと、別の職員によりまして内容の照合をいたします。届出の記載事項、記載内容と住基システムの入力内容を確認する照合を行います。照合が完了いたしますと、次に、通知カード又はマイナンバーカードに転出先の住所情報を追記するという作業に入ります。

なお、マイナンバーカードにつきましては、ICチップが搭載されておりまして、こちらの ICチップの情報にカードの継続利用の事務処理を必要に応じて行うといったところになります。

これらの処理が完了いたしますと、マイナンバーカード又は通知カードを返却いたしまして、 転入の手続は完了となります。

次の例といたしましては、転出手続の場合となります。転入手続と似た形になりますけれど も、住民である方、文京区にお住まいの方が・・・。

- ○海老澤委員 ごめんなさい。今のはどの書類を見ればよろしいのでしょうか。
- ○戸籍住民課長 こちらの書類を。

- ○海老澤委員 これを見ながら聞いてればいいですか。
- ○戸籍住民課長 はい、そうですね。
- **〇海老澤委員** 番号どこを言われてるか全然分からなくなってしまいまして。
- ○戸籍住民課長 大変申し訳ございません。

まず初め、左上の住民のところからですね。流れがありますが、転出の場合は、同じように

①番に書いてありますこの住民異動届、こちらに必要事項を記入いただきまして、あわせて通知カード又はマイナンバーカードをご提出いただく形になります。本人確認を実施した後は、この真ん中にございます住基システムのところに情報を転出の情報として入力いたしまして、その後、②番のところにございます転出証明書、こちらを印刷するといった流れとなります。こちらにも先ほどの説明のとおりマイナンバーが記載されておりまして、これを住民の方にお渡しするといった流れとなります。

続きまして、出生の場合でございます。出生につきましては、申し訳ないですが、他市区町村というのがこの図の真ん中の右側にございますが、こちらで戸籍、本籍、出生の届出を受けていただきまして、文京区にその情報が紙として送付される仕組みとなっております。その通知に基づきまして、住民システムの中に新規の住民の情報を記録いたしまして、代わりに住民の方には住民票コード通知という形で通知書を発行するという流れとなります。

続いて、住民票の写しの交付についてですけれども、住民の方が②番にあるとおり、請求を した場合に住民票の交付をするのですが、マイナンバーを記載をするかしないかについては、 請求者の意向次第となっているところでございます。文京区の場合は、念のため、住民票請求 時に住民票の使い道を確認させていただきまして、マイナンバーを記載した住民票を不用意に 流出することのないよう配慮しているといったところがございます。

こちらには直接記載がないのですが、マイナンバーカードの交付についてご説明をさせていただきたいと思います。マイナンバーカードの交付につきましては、まず初めに住民の方が通知カードに現在附属しております申請書又は専用のウェブサイトからマイナンバーカードの発行の申請をしていただくことになります。申請書は、カード発行機関、J-LISといったところになりまして、そちらに申請書が届きます。カード発行機関でマイナンバーカードを作成いたしますと、市町村の住民基本台帳担当部署にカードが発送されてくる仕組みとなります。市町村担当窓口では、J-LISからカードが送付された後、交付ファイルを設定いたしまして、申請者に交付の申請の準備が整った旨の案内通知を送付いたします。申請者は、カードの受取日時を予約していただき、来庁いただいて本人確認を実施した上でマイナンバーカードの

交付をするといった流れとなります。

住民基本台帳の事務の流れにつきましては、説明は以上となります。

○情報政策課長 それでは、情報政策課から大きく2点、他の行政機関との情報連携について、 そして情報セキュリティについて申し上げます。

最初に、情報連携については本日お配りさせていただいておりますシステム構成イメージを ご覧いただきながらご説明をいたします。

まず、本区のシステム構成についてですが、平成27年の日本年金機構における個人情報流出の事案を受けまして、総務省より自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に取り組むよう要請がございました。こちらの図のとおり、3層の構造となっております。一番上が基幹系のネットワーク環境でございます。住民記録システムを始め住民税や国民健康保険システムなど、多くの個人情報を扱っている環境でございます。こちらでは端末からの情報の持ち出しができない設定、例えば、USB等を使用できない環境としており、住民情報の流出を徹底して防止しております。

2番目が総合行政ネットワーク環境でございます。LGWANと呼ばれておりまして、都道府県や区市町村などの地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した広域のネットワークでございます。地方公共団体情報システム機構が運営しておりまして、地方省庁間の広域ネットワークである政府共通ネットワーク、こちらは霞が関WANと呼ばれていますけれども、ともに相互接続され、インターネットからは切り離された閉域のネットワークでございます。

3番目がインターネット環境でございます。こちらではインターネットの接続口を都道府県 単位で束ね、24時間体制の監視を実施するなど、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、 情報セキュリティの対策を講じております。

次に、他の行政機関との情報連携についてでございます。住民記録システムなど、様々な既存のシステムがございますが、団体内統合宛名システムにおきまして個別に保有している情報を管理し、文京区内で個人を特定できる番号、団体内統合宛名番号が個人に付番されております。この団体内統合宛名番号キーとして中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを通じまして、世帯の構成や所得など、他の行政機関とオンラインで情報照会・提供を行っております。

なお、情報連携の際は、マイナンバーそのものは使用しておりません。団体内統合宛名番号から変換され、暗号化された機関別符合というものがございまして、機関別符合を用いており

ます。

情報連携は、平成29年11月から本格運用しておりまして、平成31年4月末時点で本区からの情報照会で最も多かった事務は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務でございました。

また、本区からの情報提供で最も多かった事務は、地方税の賦課徴収に関する事務で、特に トラブルもなく、円滑に運用しているという状況でございます。

マイナンバーは、それぞれの機関で分散管理しておりますので、万が一どこかの機関でマイナンバーが流出しても、全ての情報が芋づる式に流出するという事態には至りません。

また、インターネット環境と住民情報などの基幹系システムとは物理的に分離されておりますので、不正アクセスによる漏えいの可能性はないと言えます。

次に、情報セキュリティについてご説明をいたします。

まずは、職員への研修でございます。住民情報系システムを利用する課へ転入した職員に対して、総務課からは個人情報保護制度について、情報政策課からは情報セキュリティについての研修を行っております。具体的な内容といたしましては、業務に必要のない情報には絶対にアクセスしてはいけませんだとか、電子メール送信の留意事項、他の自治体で起きた事例紹介あとは、全ての端末でアクセスログ、操作記録をとっていますという旨を説明しまして、最後に10問程度の情報セキュリティクイズを行いまして、理解を深める工夫を行っております。

また、全庁的には、住民情報記録システム事務用パソコンでは、原則外部メディアを使った データの受渡しを禁止しております。

また、マイナンバーの取扱いに関し、総務課と共同で監査を行っております。具体的には全 課に対してのセルフチェック、10数課に対してのヒアリングしながらのチェックを行ってお ります。

さらに、住民情報系システムでのログインの際、二要素認証、こちらは顔認証とICカードによる認証を行ってございます。

また、全職員の周知として全庁掲示板へセキュリティに関する広報誌、あとは、ビデオ研修の掲載などを行っております。

情報政策課におきましては、毎年度当初に必ずプロジェクト計画書を作成しておりまして、 前年度までの取組について検証し、今年度実施することを高・中と優先度を明記し、取組内容、 スケジュール等をチームで確認し合っております。情報セキュリティに絶対はないと思ってお ります。情報セキュリティに関する一人一人の意識が重要でございます。組織の平均レベルを 上げること、最低レベルを上げることが重要でございます。 PDCAを回しながら次のステージで更に高い目標を目指し、万全を期してまいりたいと庁内全体で取り組んでいるところでございます。

私からは、以上でございます。

○戸籍住民課長 では続きまして、資料45ページから始まりますリスク対策のところにつきまして、私からご説明させていただければと思います。

まず初めに、こちらの住民情報ファイルのリスク対策についてでございます。

目的外の情報入手といったものが行われないよう、戸籍住民課では住民異動届の窓口におきまして、本人確認書類による本人確認を厳格に行っているというところでございます。

また、本人以外の代理人の場合につきましては、委任状を必ず提出していただいておりまして、こうした形で対象者以外の情報入手というものを防止しているといったところでございます。

転入手続では、提出された転出証明書にマイナンバーが記載されてございますので、新規の 住民情報の登録時におきまして、届出人のマイナンバーと特定の個人が一致しないといったこ とはないというふうに考えてございます。

また、住基システムに転入情報の登録完了の際には、住基ネットシステムから情報の不一致があった場合に、その旨が表示されるような仕組みとなってございますので、そういった点からも目的外の情報入手が行われない対策を十分とっているというふうに考えております。

続きまして、こちらの下になりますが、特定個人情報の使用時におけますリスクというところで、目的外での情報のひも付けとならないよう、個人番号利用以外の部署で住民情報を照会しても個人情報が閲覧できないといった仕組みとなってございます。マイナンバーの事務にかかわらず、セキュリティ対策の一環として、職員は離席する際にログオフ、ロック、こういったことをするよう徹底しているという状況でございます。

住基システムにつきましては、外部から侵入ができないようファイアウォールなどによりアクセスの制御をしてございまして、その上、技術的な措置を図ってございますので、他の情報とのひも付けを防止しているといったところになっております。

また、住基システムにつきましては、年度ごとにシステム操作者の権限を付与してございまして、住民票情報ファイルへのアクセス整備を図っているところでございます。職場ごとに業務に関係のないメニューは展開しない、そういった仕組みとなってございます。人事異動や退職した場合につきましては、端末操作ができないといった運用もしております。

続いて、46ページをご覧いただきたいと思います。上段になりますが、端末操作のためには、操作指定された職員にICカードを先ほどの説明のとおり付与いたしまして、顔認証システムなどによりまして二要素認証システムの対応を行い、システムの利用の認証をしているため、不正な使用がないよう図っているところでございます。

次に、住民票の証明発行業務、マイナンバーカード裏書業務、届出入力業務につきましては、 事業者に委託で実施しておりまして、この下段にございますとおり、委託先による漏えい、不 正利用の防止を図っているところについてのご説明となります。

委託事業者のスタッフによりまして不正に住民の特定個人情報を利用することのないよう、 スタッフが従事する前に誓約書というものを提出していただきまして、退職後においてもこう いった情報を利用することのないよう、誓約をしていただいているところでございます。

また、事業者におきまして、従事前にセキュリティ研修を実施していただいているところで ございます。

事業者では、このほか、年に1回定期的なセキュリティ研修を実施するとともに、スタッフ の方にも職員同様の操作権限を設定し、個人情報が閲覧できないよう整備しているところでご ざいます。

また、アクセスのログも正確に記録する形をとっておりまして、委託先からの情報漏えい、 不正利用、使用がないよう、取り計らっているところでございます。

続きまして、51ページをご覧いただきたいと思います。本人確認情報ファイルのセキュリティ対策でございます。こちらの本人確認情報ファイルと送付先情報ファイルにつきましては、 市町村コミュニケーションサーバーとして同じ共通の仕組みの中で運用してございますので、 リスク対策につきましてもほぼ同じとなっております。そのため本人確認情報ファイルのリス ク対策の説明だけとさせていただければと思います。

まず初めに、本人確認情報ファイルの記録される住基ネットシステムにつきましては、基本の住基システムからのみ住民の情報が転送され、登録される仕組みとなっております。このように目的外の入手が行われるリスクというところの観点でございますが、誤った情報が外部から入力、記録されるといった仕組みではないといったところで、リスク対応策は十分図っているというふうに考えてございます。

また、この下段にございます、事務に必要のない情報とのひも付けが行われるリスクについてでございますが、先ほど来の仕組み上、住基システムからのみの情報の反映しかできないといったところで、このリスクは回避されているというふうに考えてございます。

この住基ネットシステムでございますけれども、現住所確認のためだけに利用するものでご ざいますので、次のページをご覧いただければと思いますが、職員による利用につきましては、 あらかじめ生体認証により権限を付与した職員のみ利用できるといったところでございます。

次に、委託先の不正使用のリスクでございますが、システムの保守運用を委託しておるベン ダーの社員が区の依頼に基づきまして操作をする以外は、ベンダーとの委託契約の中で不正使 用とならないよう取組をしているところでございます。

また、住基ネットシステムにつきましては、データの抽出や画面のハードコピーができない 仕組みとなってございますので、本人確認情報につきましては、区のサーバー、都のサーバー を経由いたしましてエンドサーバーに反映されるのみとなっております。そのため外部への提 供といった意味では、不正な提供が行われるといったことがないと認識してございます。

リスク対策についての説明は、以上になります。

- ○総務課長 情報政策課は、これに補足はありますか。
- ○情報政策課長 特にございません。
- ○総務課長 では、あらかじめお送りしてございます評価書に基づいてですが、特徴のあるところだけピックアップのご説明ということでございましたが、そのほかも含めましてこちらかの説明は以上ということにさせていただきたいと思います。
- **〇二瓶副会長** ありがとうございました。

今のご説明を受けまして何かご質問、ご意見ある方はよろしくお願いします。 では、順番に、先に手を挙げられた杉原委員からお願いします。

○杉原委員 教えていただきたいのですけれども、既存住基システムの端末について、46ページ上段のところの◆の二つ目で、既存住基システムを利用できる端末を端末番号単位で設定することにより、不要な端末間の利用できない制限、全ての端末のアクセスの記録があるということは当然やっていらっしゃるというお話なので心配はしてないのですが、イメージがね。職員の方は、通常業務のCSの端末は机の上においてあって、PCでしょうけれども、普段業務をされているわけですね。その中で一部限定された方には、住基ネットの端末へのアクセス権が付与されていると。ということは、お仕事されている端末とは別の端末が用意されていて、そこで住基ネットの利用するときに限り、例えば、机の席を移動して、そこに行って作業されるという、そんなイメージですかね。

○戸籍住民課長 住基システムとCS、コミュニケーションサーバーが、切替えで連動するような仕組みになってございますので、1人の職員が受付のカウンターで動かずに作業ができる

ような形で対応しているといったところでございます。

- **○杉原委員** 全ての端末においては既存の住基ネットの端末の接続は可能であって、例えば、MACアドレスとか、そういう端末番号固有のもので制御して、その端末を操作する人について限定されて、限定された人だけがそこの住基ネットに、自分の机を移動させずにできるということでよろしいのでしょうか。端末の数としては全てのものが、制御によっては住基システムについて接続が可能であると、利用は可能であるということなのですか。
- **○住民記録係主査** 私から説明させていただきますと、物理的に住基端末とCS端末は別個になっております。
- ○杉原委員 ああ、別なんですね、物理的に。
- **○住民記録係主査** 接続はされていません。
- **○杉原委員** そうですよね。ネットワークは別に切り離しているわけだから。ということは、職場における、職域における相当な方が住基ネットワークへのアクセス権限を付与されているというふうに想像するのですが、そのときは、CSの端末で作業をしていて、それで住基ネットワークに接続する必要があったときは、別の端末においてアクセスするというイメージですか。
- 〇住民記録係主査 そうですね。
- ○杉原委員 それは、そのとおり読めるので、念のために聞いたのですが、私が知りたいのは、 住基ネットに接続できる端末というのは、それ自体も数は当然制限していると思うのですが、 それに対しても個々のアクセス整備はできていると。ⅠD、パスワードになるのですか。
- **○住民記録係主査** そうですね。
- **○杉原委員** ID、パスワードによって、例えば、10人の人がいる職場の中で住基ネットの接続端末が1台だった場合には、その人は10人の人がそれぞれ入れ替わって席に移動して、それぞれ個々のID、パスワードでもって、ログが記録されていっていうふうな、普通に今言われたことが行われていると、それでよろしいのですね。
- **〇住民記録係主査** はい、そうです。そのとおりです。
- **○杉原委員** アクセスログの記録もできるから、個別に端末の数の制限とかそういうのにかか わらずできるということですか。
- 〇住民記録係主査 はい。
- **○杉原委員** そうだと思ったのですが、一応この端末番号単位の設定の暗号の、個々の特別な端末なので、1台を皆さん共有されてる。多分ないとは思うのですが、念のためそういうパス

ワードの共有とかないのでしょうねという質問です。ありがとうございました。

- **〇二瓶副会長** 堀委員、お願いします。
- 〇堀委員 堀です。

最初の説明で、PIAは何なのかというところから入って、急に住基ネットの細かい話に入ったので、全体の理解がつかめていないのですが。まず、PIAを文京区が実施するに当たり、しきい値による判断を出してみて、今日はその中で一番大事なというか、個人情報が一番詰まっている住基ネットの話をここでお話ししますよということの理解でいいのかどうかということをまず一つ聞きたいのと、なぜこの住基ネットがここで選ばれたのかという経緯も聞いてみたいと思っています。

○総務課長 まず、1点目でございます。他の業務のPIAもありまして、今回は住民基本台帳 関係事務をご点検いただくということでございます。ちなみに後ほど事務的に申し上げるつも りでしたが、今年度中にもう一度審議会を開催させていただきまして、税に関するPIAも点検 をお願いしたいと考えてございます。

2点目は、事務局から。

○情報公開・法務担当主査 今、総務課長からもお話がございましたが、8月から各課でしきい値の判断を行い、特定個人情報の保護評価をやるべき事務を評価機関で検証しまして、そのうち戸籍と税の事務が重点項目評価に該当するため、本審議会に諮問を、税はこれからですけれども、予定しているものとなっております。

なお、戸籍住民課の評価が5年前、ちょうど2月に実施をしていて、5年以内に再実施を行うという規則がありますので、今回ぎりぎりにはなってしまったのですが、1月のこの時期に 諮問をさせていただいたということでございます。

〇堀委員 ありがとうございます。分かりました。

もう一つだけご質問させていただくと、システムのところで、生のデータから例えば変換を して利用するというところのご説明がありましたが、この変換する場所は、実際に住基ネット を管理する人とどういう関係性になっているのでしょうか。

- ○情報政策課長 機関別符合に変換するという説明の内容でございますよね。
- 〇堀委員 はい。
- **〇情報政策課長** それに関しましては、こちらの図の。情報提供ネットワークシステム、こちらで行います。
- 〇堀委員 中段ですね。

- **〇情報政策課長** はい。こちらで、J-LISというところが機関別符合を付番してございます。そして、暗号化して変換をかけている。ほかの自治体との情報連携をしているということです。
- **〇堀委員** ということは、文京区の職員の手は離れているということ。
- ○情報政策課長 そうです。
- **〇堀委員** 第三者機関、委託先がということですか。
- **〇情報政策課長** そうです、はい。
- ○堀委員 変換をするということの理解ですか。
- **〇情報政策課長** 文京区の職員は、団体内統合宛名システムというのがございます。その中の 団体内統合宛名の番号、これをキーとして入力します。それが中間サーバーを通じて情報提供 ネットワークシステムの中で機関別の符合に変換されるということです。
- **〇堀委員** 要は、情報が芋づる式につながらないようにということですか。
- ○情報政策課長 ないように、はい。
- **〇堀委員** そうすると、例えば、今の外部機関が情報を変換する前のデータを持って、遡って いくっていうことはできないという理解でいいでしょうか。
- **〇情報政策課長** できないです。
- **〇堀委員** できないという理解でいいですか。分かりました。ありがとうございました。
- ○二瓶副会長 ほかにご意見、ご質問、よろしくお願いします。 海老澤委員、お願いします。
- ○海老澤委員 システムのことと違うのですが、49ページと52ページの中で、指定委託先の話があったわけで、委託先がもし何かリスクを冒してしまった場合というのは、罰則みたいなものはあるのですか。
- **○戸籍住民課長** そうですね。罰則の適用につきましては、基本的に職員と同様でございまして、個人情報の保護に関する条例などによる罰則規定などの適用の可能性が十分ありますので、 その状況によってかと思います。
- **〇海老澤委員** 契約の期間中であっても、契約が更新されないということもあり得るということですか。
- ○戸籍住民課長 契約の期間ですか。
- ○海老澤委員 委託契約の期間中であっても、そのレベルにもよると思うのですが、もし、委託先が何か犯してしまったときは、どうように委託先に対応するのでしょうか。

- **○戸籍住民課長** そうですね。まず、事案の状況の確認ですとか、原因をこちらに報告をいただいて、その情報を我々も確認させていただきまして、そのリスクの内容、程度に応じて、区としての対応を決定いたします。職員が行った場合と同様で、リスクの状況がかなり重要であるということであれば、この罰則の適用について検討するということになると思います。
- ○総務部長 それぞれ契約の中で、そういう個人情報の保護の規定も設けておりますので、それに違反した場合は、例えば、契約の解除ですとか、そういったことも当然あろうかと思います。また、その過失によって、例えば、その次の期間の契約ができないような、契約の指名停止のような措置も考えなければならないと思います。それぞれの事案によるかと思いますけれども、その辺の対応は採るような形になっています。
- **〇海老澤委員** 基本的に罰則があるということですね。ありがとうございます。
- **〇杉原委員** すみません。委託先の話が出たのですが、31ページに、この委託先の事例でテンプスタッフの名称が出ていて、これは派遣会社だという理解なのですが、アウトソーシングか何かをしているのですか。派遣社員が特定個人情報に関わる仕事をしていると、そういうことで委託ということになるのですか。
- **○戸籍住民課長** 現状としては業務を委託しているという形態ですので、派遣社員の方をこちらで、ある意味雇用するという形とは異なります。証明発行業務そのものを委託しています。
- **〇杉原委員** 委託していると。そしたらアウトソーシングになるのですね。
- ○戸籍住民課長 そうですね。
- ○杉原委員 派遣ではなくて請負契約ですか。
- ○戸籍住民課長 そうです。
- **〇杉原委員** 分かりました。ありがとうございます。
- **○情報公開・法務担当主査** すみません。事務局から1点だけ。
- **〇二瓶副会長** 事務局の方、どうぞ。
- **○情報公開・法務担当主査** 先ほどの罰則のお話ですが、特定個人情報に関しては条例ではなく、番号法から直接罰則が適用される形になります。個人情報に関しては、個人情報保護条例、そちらで罰則規定が定まっております。特定個人情報は、番号法から直接という形で委託事業者も含めて対応させていただく形になります。
- 〇二瓶副会長 ほかに。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 後藤でございます。よろしくお願いいたします。何点か気が付いたこととか、ご

質問をさせていただきます。

まず最初に、先ほど、委員さんの間でも、事務局からもご説明があったかと思うんですけれども、住基ネットという言葉がございますが、現実的に住民基本台帳ネットワークという、例えば、文京区さんと東京都とでの基本情報のエントリーをしているネットワークというのがあります。それは、この「住民基本台帳事務の関連図」のところでいうと、上の左から二つ目の住基ネットと書かれている部分がそちらになります。今回諮問をいただいているのは、住基ネットではなくて住民基本台帳関係事務という、そういう内容だということで確認をさせていただくということでよろしゅうございますね。

- ○戸籍住民課長 はい。
- ○後藤委員 住基ネットについての依頼をしているのではないという、そういう理解でいいですね。
- ○戸籍住民課長 はい。
- ○後藤委員 それから、しきい値のご説明がございました。しきい値というのは、このPIA を全項目についてやるのか、重点項目でやるのか、基本項目だけでやるのかというところを判断する値、基準の数値ですね。これが対象者になる個人情報が30万件、機械の操作をする職員が500人ということで、先ほどのご説明では、対象者の住民の方が29万6,650人、30万人ぎりぎりでございますね。この数字は、過去から見ると増えているのでしょうか。
- **〇戸籍住民課長** 増えてございます。
- **○後藤委員** すると、30万人を超えたところでは、全項目評価をするということになりますね。それはまた、そのときになったら、改めて評価を整理していただいた上でご諮問いただけるという、そういう理解でいいでしょうか。

それから、こちらの「システム構成イメージ」というところで、団体内統合宛名システムというご説明がございました。ここは、キーになる番号が宛名番号、個人番号ではないということですか。

- ○情報政策課長 はい、違います。
- **○後藤委員** ということは、ここの団体内統合宛名システムというのは、いわゆる特定個人情報を含むシステムではないという、そういう理解で構わない。
- **〇情報政策課長** そのファイルの中には個人番号は入ってございます。
- ○後藤委員 入っていますか。
- **〇情報政策課長** はい。ただ検索のキーとしては、個人番号は使いません。

- ○後藤委員 検索キーとしては使える。
- **〇情報政策課長** 個人番号そのものは使いませんということでございます。
- ○後藤委員 分かりました。

そうしますと、団体内統合宛名システムについては、別にPIAを行うのですか。

- **〇情報政策課長** あくまでも、これは統合管理するためのシステムでございますので、マイナンバーのこの一環として評価、審査していただくという形になります。これを別にやるということではないと考えております。
- ○後藤委員 今回は、この団体内統合宛名システムに入っている状況についても、一応特定個人情報保護評価をしていいということですね。
- **〇情報政策課長** はい、そうでございます。
- ○後藤委員 それから、セキュリティについて、いろいろと対応をご説明いただきました。大変確実にしていただいているというふうに承りましたけれども、例えば、戸籍住民課さんの事務室への外部の方の出入りというのは、何か管理、記録等をしておられますでしょうか。
- **○戸籍住民課長** 職員以外の方の出入りということでしょうか。
- ○後藤委員 はい。
- **○戸籍住民課長** 現状としては、記録といった形では行っていないところでございます。そこは、我々としても課題かなと思います。
- ○後藤委員 通常の職員の方は、部外者というのは分かると思いますので、そういう。
- **○戸籍住民課長** 入口がかなり制限してあり、3か所ぐらいしかないんですけれども、狭いところで職員じゃない方はすぐ分かるので、職員が逆に何かご用ですかというのを聞く形を採らせていただいております。
- ○後藤委員 分かりました。

ほかの自治体ごとの規定の管理の仕方になりますので、様々なご判断がおありかと思いますが、団体によってはそういうところの事務室の部外者の方の出入りについて、名前とか入った時間、出た時間みたいなものを記録しているというようなこともやっておられるような団体もあるように聞いておりましたので、お尋ねをいたしました。

それから、最後に、先ほどもご質問があったのですが、事務の委託ということで、これは戸 籍住民課さんの中にも委託先の事業者の方が入っている。

- **○戸籍住民課長** そうですね、はい。
- ○後藤委員 それらの方も、例えば、住民票の発行、郵送、戸籍の住民票の発行等で端末の操

作を操作することがある。そういう意味でいうと、そういう方々にも、認証のための I Cカードとかは一定の範囲内で出されている。

- ○戸籍住民課長 そうですね。
- ○後藤委員 委託先の社員の方が操作できない業務というのがあると思うのですが、分かりやすく、例えば、転任とか転出とかの処理も全部できるのかとか、ここはできないというのが、 念のため教えていただけると有り難い。
- **○戸籍住民課長** 証明発行の業務に特化して整備してございますので、異動届は住民記録係の 職員になります。そういうふうな形で整備を図っているところでございます。
- ○後藤委員 ということは、個人番号カードの発行等も含めて、その辺りの操作は、委託先の 社員の方は携わらないという理解でよろしいですか。
- ○戸籍住民課長 はい。
- ○後藤委員 分かりました。

もう一つだけ、さっき職員の方の認証のところで、顔認証とICカード。細かい話ですみませんね、個別のシステムによっては、例えば、51ページのところに生体認証で手のひらの静脈とかというのを書いてあるところだったりするのですが、これはいろんなものを使い分けてらっしゃるということでよろしいのでしょうか。いろいろ認証があると職員の方も結構大変だと思うのですが。

- **〇戸籍住民課長** 顔認証システムを使用しておりますのが、既存住基システムとなってございまして、生体認証につきましては市町村コミュニケーションサーバー、CSといったものになります。そこは認証の方法が別々にはなっているということで、職員は若干手間にはなってございますが、使い分けているといったところでございます。
- ○後藤委員 ありがとうございます。
- **○情報政策課長** 1点補足ですけども、LGWAN、庁内ネットワークに入るための事務用パ ソコンにつきましても、二要素認証をやってございます。指紋認証とパスワードでございます。
- **○後藤委員** 分かりました。どうもありがとうございました。
- **〇二瓶副会長** ありがとうございました。

ほかの方はいかがでしょうか。

私から1点、この第3-4号の資料、これは書き込み式のようになっているんですが、これは何か総務省か何かのひな形があって、そこに各自治体が検証するというようなものなんですかね。

- **○情報公開・法務担当主査** お手元の資料、個人情報保護評価の第3-7号の資料です。ページとしては164ページ以降のところに全項目評価の例といいますか、フォーマットのようなものがついてございますけれども、このような形で個人情報保護委員会からフォーマットが示されておりまして、それに基づいて作成をしているという形になります。
- **〇二瓶副会長** なるほど。では、もうここを重点的に調査して調べなさいよというので、指針 のようなものに沿って今回なさっているということなのでしょうか。
- **〇情報公開・法務担当主査** そうですね。一応評価のレベルが基礎項目、重点項目、全項目と ありまして、今回は重点項目の形になってございます。
- **〇二瓶副会長** では、この重点項目をしなければいけない自治体というのは、全てこのひな形に沿ってやっていくということになるわけですか。分かりました。ありがとうございます。
- **〇二瓶副会長** はい、堀委員、お願いします。
- **○堀委員** すみません。本題から外れるかもしれないのですが、情報政策課の方もおられるので一つ確認なのですけれども、今回はこのPIAのことなので、プロテクト面といいますかね、保護の面というのを重点的にお話しいただいているので、大変によくできているなとは思っております。安心感があります。

逆に、お聞きしたいのは、今一般の企業としてはもちろんプロテクトすることはすごく大事なことなのですが、逆に、文京区が持っている情報資産をどんどん他と連携しながら有効利用してもらうという考え方というのが、一般企業は当たり前なわけでして、プラットフォームをそろえたり、公開の指針を出されたり、そういう取組が普通になっているのです。文京区の考え方として、国等ではなく一般の外部との連携とか、有効利用をしてもらうためのシステム、仕組み、その辺のところのお考えというのはどうなっているのでしょうか。

- **〇情報政策課長** このシステムとは別に、オープンデータというところかなというふうに思うますが。
- 〇堀委員 ああ、そうです。そこの中のものでオープンにするってことはない。
- ○情報政策課長 ございません。
- 〇堀委員 ないですか。
- **○情報政策課長** オープンデータは、例えば、何かアプリをつくるためとか、例えば、消火栓がどこに設置されているとか、そういった行政情報をなるべくオープンにしましょうよと、そういった取組でございまして、文京区も結構進んでいるのかなというところではございます。 区のホームページにも、オープンデータを公開してございます。もちろん、個人情報は除いて

おりますが、どうぞ使ってくださいというところです。

- ○堀委員 個人情報自体が芋づる式に全部出ちゃうのは困るけれども、それに附帯したもので、 有効利用できるようなものとか、そういう考え方っていうのはないのですか。住基ネットには 一切触れずに、そのうちの例えば、一部の情報について貴重な資産がある、これをオープンシ ステムへ持っていこうとか、そういうような考え方はあるのでしょうか。
- **〇情報政策課長** そうですね。個人情報を含んだ形のものをオープンデータにするという考え 方はございません。
- ○総務課長 補足をさせていただきますと、個人情報に関わるものは基本的には出さないというのが大前提になっています。ただし、個人に関する情報で、それをいわゆる個人識別性が消えて、オープンデータとすることに効果があると見込まれるような事業があった場合、その情報を外部に出すことについていかがでしょうかというようなことを、この審議会にお諮りをして、ご了解をいただければ出すという可能性はあるという流れになります。
- ○堀委員 分かりました。
- ○総務課長 基本的には、ストレートに個人情報をオープンデータとすることはございません。
- **〇堀委員** インテグレートしたものを少し活用するような考え方はあるということですね。
- ○総務課長 そうですね。その活用の内容の可否は皆様にご議論いただきたいということになります。
- **〇堀委員** ありがとうございます。よく分かりました。
- **〇二瓶副会長** よろしいですか。
- ○総務課長 では、方向性よろしければ、担当課は退席をさせていただいてよろしいですか。
- ○海老澤委員 すみません。
- 〇総務課長 はい。
- **○海老澤委員** 47ページのところの上段の特定個人情報の提供・移転について、これはFT P転送とかMO又はUSBメモリで提供しているということがあって、USBメモリはほとんど使ってないということでしたが、この記載は問題ないことなのですか。
- **〇情報政策課長** 47ページの上段のところですね。実際は、USBメモリを使うことはございません。ただ、そういうことも想定し得なくもないので記載をしておりまして、基本的には行っておりません。
- ○海老澤委員 では、安心していていいですね。
- ○情報政策課長 はい。

- **〇海老澤委員** これだけ記載があったので、不安になって。分かりました。
- **○戸籍住民課長** ここの記述は5年前に評価させていただいた際の記述がそのままになっているところでございましたので、現状としてはファイル転送だけで運用してございます。媒体を使ってはおりません。
- **〇情報政策課長** ないですね、はい。
- **〇戸籍住民課長** ということになっております。
- ○海老澤委員 安心いたしました。ありがとうございます。
- ○総務課長 では、よろしければ担当課は退席をさせていただきたいと思いますので、お疲れ さまでした。
- **〇二瓶副会長** ありがとうございました。

(戸籍住民課職員・情報政策課職員 退室)

〇二瓶副会長 それでは、今回の諮問事項でありますこの評価書の適合性、妥当性についてご 意見、ご異存などありますでしょうか。

はい。

○後藤委員 後藤でございます。

実は、5年前の評価のときには、その評価の委員という形でも関わらせていただきました。 この間、問題なく住民基本台帳の事務が適正に執行されているというのは確認していただいて いるところでございますので、基本的にしっかりとこれに基づいて対応していっていただけれ ば何ともないので、進めていただいていいのかなと理解をしております。

なお、住民基本台帳事務ということではないのですが、昨年の末に神奈川県庁のコンピューターのシステム内、ハードディスクが、リース期間が終わって廃棄するとなったものが適正に廃棄されないで転売されていたとかですね。あるいは、これは文京区さんは特に影響がなかったかと思いますけれども、あるインターネット上で行政関係のサービスを提供している会社のシステムが異常を起こして、23区内でも2区ほど具体的に区の事務に一定期間、支障が出たような事例もございました。そういう意味で、なかなか日常的に想定し得ないようなことが起こるのも現代社会でございますので、なお、入念に様々な危険性、リスクについては適正に評価をし、排除ができるような、そういう取組を一層進めていただければと思っております。何かそんなことを付けていただければ有り難いのかなと思いました。以上でございます。

- **〇二瓶副会長** ありがとうございました。
- 〇総務課長 参考までに、今2点お話ございましたが、文京区でもそれを受けて、区の中にそ

のリスクがあるかないかの点検を行い、幸いといいますか、文京区の場合はその事象がないと いうことの確認がとれてございます。

- ○後藤委員 ありがとうございます。
- ○総務課長 方向性がよろしければ。

そうしましたら、一応方向性をご点検いただきまして、よしとしていただいた場合という前提で答申の案というものを事務局でご用意をさせていただいておりますので、そちらをご確認いただければと思います。今、配付いたしますので。

- **〇二瓶副会長** 一応読み上げていただけますか。
- ○総務課長 はい。では、私から読み上げをさせていただきます。題名等を省略いたします。
 答申の中身だけ読み上げをさせていただきたいと思います。

まず、1でございます。諮問事項は、住民基本台帳関係事務に係る特定個人情報保護評価の 再実施における重点項目評価書の第三者点検について

2としまして、審議会の結論、本件諮問に係る特定個人情報保護評価書については、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められる。

3としまして、理由、(1)適合性について、当該事務について取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数は10万人以上30万人未満となっており、取扱者数は500人未満である。

また、評価実施期間において過去1年以内に特定個人情報に関する重大な事故は発生していないため、しきい値判断に誤りはなく、当該事項は重点項目評価の対象である。

また、前回実施より5年を経過する前に文京区長が実施主体として評価書様式で定められている各事項について検討し、具体的に記載したものとなっており、評価の実施時期、実施主体等についての指針に適合したものとなっている。

なお、評価書上にセキュリティ上のリスクがあると認められる部分はなく、評価書の全てを 公表することとしている。

(2) 妥当性について、当該評価書の事務内容の記載により事務の内容や特定個人情報の流れについて理解できるものとなっており、当該事務の実態に基づき特定個人情報の入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去といった特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクに適切に特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。

また、その措置についても、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、区民の信

頼確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものと評価することができる。

したがって、「2、審議会の結論」のとおりと判断する。

この後、「なお、」としてございますが、これは付言をお付けになりたいという場合は、この後に付言を足すというような形で案文とさせていただいております。以上です。

〇二瓶副会長 ありがとうございます。

これにご意見ある方、お願いします。

杉原委員、お願いします。

- **○杉原委員** 事前に入念に私が見た限りで、リスクに対する措置の記述が具体的で分かりやすく、不明な点が2点ありましたけれども、その質問も明確な回答を得られましたので、これでよろしいかと思います。
- **〇二瓶副会長** はい、ありがとうございます。

ほかに、この案文にご異存ある方はいらっしゃいますでしょうか。

- ○総務課長 最後に、後藤委員から今後のというような。
- **〇二瓶副会長** そうですね、取組というような。
- ○総務課長 付言として、どうしますか。
- **○後藤委員** もし可能であれば、昨今の情報漏えいあるいはシステムの中断というような事故を鑑みて、適切な措置を引き続きされたいということを付け加えていただけると、私としては有り難いかなと思ったのですが、いかがでございましょうか。
- **〇二瓶副会長** ご異存ありませんでしょうか。

それでは、その案文についてはどうしましょう、一任していただいてもよろしいですか。

○総務課長 それでは、今の内容も含めまして、事務局で再度案文を調整をさせていただきまして、基本的な部分は会長、副会長にご一任いただくような方向でよろしゅうございますでしょうか。

(「お願いいたします」と呼ぶ者あり)

- ○総務課長 では、その方向でご確認をいただいた上、最終的には皆様にも形になったものの ご確認をお願いしたいと考えてございますので、その際にはよろしくお願いいたします。どう もありがとうございました。
- **〇二瓶副会長** ありがとうございました。
 - 6 閉会

- ○総務課長 では、副会長。最後に事務的な連絡をさせていただいてよろしいですか。
- **〇二瓶副会長** はい、お願いします。
- ○総務課長 本日は、ご審議どうもありがとうございました。私から、途中でもお話をしましたが、今後の予定ということでお話をさせていただきます。

年度内、次回は2月か、あるいは3月に個人住民税の賦課・徴収に関する事務、これにつきまして本日と同様に特定個人情報保護評価書の第三者点検をお願いしたいと考えてございます。 先日、日程調整表をこちらから送付してございまして、できましたら本日までということでお願いしてございました。この後、事務局にご提出をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〇二瓶副会長 ありがとうございます。

7 閉会

〇二瓶副会長 それでは、ほかになければ本日はこれで散会とさせていただきます。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。